

子ども食堂運営者の皆さまへ

～子ども食堂における食の支援事業(食品セット配付)第2期セットのご案内～

大阪府では、子ども食堂を運営する団体に対し、食品セットを配付する事業(子ども食堂における食の支援事業)を実施します。※本事業は令和9年3月まで実施する事業です。

以下の通り第2期セット(10月～12月)の募集を行いますので、ぜひご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

概要	府内の子ども食堂運営者を対象に、缶詰やレトルト食品等の入った食品セットを、令和8年6月から令和9年3月まで毎月1回配付します。なお、食品セットの内容については各子ども食堂運営者が選んだ食品セットを配付します。 ※本事業は、府より事業を委託して実施します。(受託事業者:株式会社高島屋)
対象	府内の子ども食堂(※)を運営する団体で、以下の要件を満たす方 (※)本事業における「子ども食堂」とは… 地域の子どもたちを対象に食事及び居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて支援機関につなぐ組 組みを無償又は低額な料金で実施する活動を指します 【要件】 ▶ 地域の子どもたちを対象に食事及び居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて支援機関につなぐ組 組みを無償又は低額な料金で実施する団体であること。 ※活動内容がフードパントリーのみの場合は、本事業の対象外です。 ▶ 子ども食堂の開催頻度が最低月1回以上であること。 ▶ 子ども食堂実施場所の所在する市町村において、当該子ども食堂の活動が確認されていること。 申込受付後、府から市町村への照会により確認させていただきます。 ※市町村からの案内ではない形で本事業をお知りになった場合や、子ども食堂の活動の確認状況が不明の場合 は、事前に子ども食堂実施場所の所在する市町村(子ども食堂担当課)にご相談ください。 ▶ 以下のいずれにも該当しないこと ・暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者 ・罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者 ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令又は納付命令を 受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
支給 内容	◆配付する食品セット 缶詰やレトルト食品等常温で一定期間保存が可能な食品セットを配付します。 <第2期(10～12月分)のセット> HP 掲載の「<u>セット内容一覧</u>」から、A(1～11)は1つで1セット、B(1～8)は2つで1セット として、上限セット数の範囲内で、希望するセット数をお申し込みください。 ※上限セット数は、次ページをご覧ください。 ※Bについては、セット数の合計が必ず「偶数」となるよう、選択してください。 例)上限セット数が「4」の場合 ・A-1 …2つ、A-2 …2つ →計A 4つ(4セット) ・B-1 …1つ、B-2 …1つ、B-3 …2つ、B-4 …2つ、B-5 …2つ →計B 8つ(4セット) ・A-1 …2つ、B-1 …1つ、B-2 …1つ、B-3 …2つ →計A 2つ(2セット), 計B 4つ(2セット)

◆1月あたり上限セット数

子ども食堂を利用する子どもの人数(※) <1回あたり平均>	上限セット数
～9	2
10～19	4
20～29	6
30～39	8
40～49	10
50～59	11
60～69	12
70～79	13
80～89	14
90～99	15
100～109	16
110～119	17
120以上	18

➤Bセットについては、2つのセットで1セットと換算する。

(※)子ども食堂を利用する子どもの人数は原則として

①申込日前3回の活動における1回あたりの
おおむね 18 歳未満の利用者数の平均値

②申込日前2か月間における1回あたりの
おおむね 18 歳未満の利用者数の平均値

のいずれかとします。
(多い方を選んでいただければ結構です。)

◆発送時期

・各月(10月～12月)の前月末～当月上旬にかけて配送予定

利用
方法

届いた食品セットは、子ども食堂において、以下の取組みにご活用ください。

- ・居場所(子ども食堂)において、食品を調理した食事を提供する取組み
- ・食品を調理した食事を配付する取組み(弁当の配付等)
- ・家庭で使う食材として食品を配付する取組み

<フロー>

<「②申込(電子申込)」について> **期限:令和8年8月12日(水曜日)**

下記大阪府行政オンラインシステムのお申し込みフォームよりお申し込みください。

<https://lgpos.task-asg.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/96648ca5-aa37-4876-8e01-b8e75a769f0a/start>

<QRコード>

※お申し込みフォームでは、所在地など子ども食堂の基本情報や第2期セットの希望数等をご入力いただきます。

※子ども食堂への希望セット数の照会については、本照会を含む合計4回を予定しています。

※インターネット環境がない場合は、申込様式を郵送又はFAXにて送付してください(当日消印有効)。

申込様式がお手元がない場合は、下記のお問合せ先にご連絡ください。

※申込内容について、子ども食堂実施場所の所在する市町村に提供しますのでご了承ください。

また、活動状況等について、市町村から確認の連絡を行う場合があります。

【郵送・FAX 送付先・お問い合わせ先】

〒556-0005

大阪府大阪市浪速区日本橋 3-5-25

株式会社高島屋 法人事業部 西日本営業部

TEL 0120-555-145 FAX 06-6631-9448

Mail osakafu.kodomo@ad.takashimaya.co.jp

営業時間:土日祝・年末年始除く 10:00~17:00

お盆休業期間: 2026 年 8 月 7 日(金)~2026 年 8 月 14 日(金)

年末年始休み: 2026 年 12 月 26 日(土)~2027 年 1 月 4 日(月)

【行政オンラインシステムについて】

初めて大阪府行政オンラインシステムを利用する場合は、利用登録が必要です。

利用登録方法については、別紙をご確認ください。

(令和7年度の食の支援事業を利用され、既に事業者登録をされている場合はそのパスワードをそのままご利用いただけます。)

(登録時の主な留意事項)

・**必ず「事業者として登録」から登録してください。**

(【個人として登録】は不可です。)

・利用規約をご確認いただいた後、はじめにメールアドレスを登録いただきます。当該アドレスに「認証コード」が送付されますので、コードを入力し、利用登録を行ってください。

・今後のログインに使うパスワード(8 文字以上、英字(大文字)・英字(小文字)・数字・記号の 2 つ以上使用)をご入力いただきます。パスワードは、今後の食品セットの希望選択の際に必要となりますので、必ず控えておいていただくようお願いします。

・利用者登録項目のうち、「担当部署」「担当者生年月日」は入力不要です。

留意点

◆希望数の合計が予算額を上回った場合等、ご希望の食品セット及びセット数を配付できない場合があります。

◆事業期間中、食品セットの配付を受けた子ども食堂に対して、食事の提供等の活動状況の現地確認をさせていただく場合があります。

◆みなさまの申請を受けて食品の発注・手配をしています。**申し込み後の急なキャンセル等は食品ロスにつながりますので、お受けできません。**ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆本事業で配付する食品は、**子ども食堂において、子ども等に対し提供していただくためのものです。上記以外の用途での活用(転売や他団体への寄贈など)はおやめください。**

◆子どもの食堂は実施状況により食品衛生法に基づく営業許可が必要となる場合があります。また、営業許可の対象とならない場合であっても、食中毒等による事故の未然防止及び拡大防止の観点から、子ども食堂を開設される際は保健所へ事前にご相談をお願いしているところです。

この度、本事業にお申込みいただく子ども食堂の皆様には、以下の「子ども食堂の衛生管理について」にあります衛生管理のポイントをご確認いただき、適切に衛生管理に努めていただきますようお願いいたします。

[大阪府子ども食堂における衛生管理のポイント]

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/jigyousya/kodomoshokudo.html>

Q&A

Q:配付のあった食品セットは、子どもや保護者以外にも配付していいですか？

A:食品セットを受け取った子ども食堂において活動の対象としている方(従来から食事を提供している方等)であれば、配付いただいて構いません。ただし、転売や他団体への寄贈などはおやめください。

<こども食堂・こども宅食への政府備蓄米の交付について>
農林水産省では、ごはん食を通じた食育の推進を図るため、
こども食堂・こども宅食やフードバンクに政府備蓄米を無償交付しています。

【ホームページ URL】

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>



<QRコード>

○本事業のほかに食材支援を行っている事業のご案内

<国の災害用備蓄食品について>

食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入れ替えにより災害用備蓄食品の役割を終えたものについて、提供を行っています。

対象の可否や詳細、申し込みについては、各府省庁までお問い合わせください。

【ホームページ URL】

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/saigaiportal.html>



<QRコード>

<大阪府子ども食堂における食の支援事業(食品セット配付業務)に関するお問い合わせ先>

〒556-0005

大阪府大阪市浪速区日本橋 3-5-25

株式会社高島屋 法人事業部 西日本営業部

TEL 0120-555-145

FAX 06-6631-9448

Mail osakafu.kodomo@ad.takashimaya.co.jp

営業時間:土日祝・年末年始除く 10:00~17:00

お盆休業期間: 2026年8月7日(金)~2026年8月14日(金)

年末年始休み: 2026年12月26日(土)~2027年1月4日(月)

委託元:大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課事業推進グループ

※本事業のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/syokuhinsetto.html>